

令和 5 年 8 月 7 日

トラック協会会員の皆様へ

一般社団法人 栃木県トラック協会 事務局

## 国土交通省「トラック G メン」による 荷主への働きかけへのご協力について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「物流 2024 問題」を間近に控えるなか、本年 6 月、関係閣僚会議において、「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、商慣習の見直しにかかる施策として、国土交通省では、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請運送事業者への「働きかけ」や「要請」を行い、実効性を確保するため、「トラック G メン」をこの度創設しました。

つきましては、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務(追加業務)、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報(非合理的到着時間の設定、重量違反等となるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据え置き)など違反行為の疑いのある荷主等の情報を収集するため、栃木運輸支局に配置されている「トラック G メン」担当者から、直接、無作為に会員の皆様方に対しまして、荷主情報についての電話聞き取り等を実施させていただきます場合がありますので、その際は、ご理解の上、積極的なご協力をお願いいたします。

なお、情報提供の際、匿名を希望される情報につきましては、守秘義務規定により、提供者の情報は保護されます。

また、「トラック G メン」が配置されている栃木運輸支局への荷主等の情報提供の受付も随時実施していますので、積極的な情報提供をお願い致します。

情報提供先 028-658-7011(栃木運輸支局 企画輸送監査部門)

併せて「トラック G メン」ポータルサイトへの情報提供投稿窓口もございますので、上記のような違反行為に対して、荷主が関与する場合は積極的な情報提供をお願い致します。

<国土交通省「トラック G メン」ポータルサイト>

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000116.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html)